島障就振第 40 号
令和２年 10 月 21 日

障がい者就労支援事業所　各位

特定非営利活動法人
島根県障がい者就労事業振興センター
理 事 長　　國 頭　　正 治
（ 公 印 省 略 ）

福利厚生センター ソウェルクラブの商品募集について（ご案内）

平素より、当センター事業につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度「福利厚生センター ソウェルクラブ」の島根県事務局様より福利厚生の一環で会員様へ配布する商品を就労支援事業所で製造された商品にしたいとの相談があり、当センターにて商品を募集することとなりました。

出品を希望される場合は、別紙１「商品募集要領」をご確認の上、別紙２「商品 PR シート」を１１月１０日（火）までにメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

なお、出品の決定はソウェルクラブ島根県事務局様にて選定後、当センターより別途ご連絡いたします。

記

１．申込期限　令和２年１１月１０日（火）
２．募集商品　就労支援事業所にて製造された商品
３．申込条件　商品募集要領のとおり
４．納 品 日　令和３年１月２５日（月）予定

【問い合わせ先】
島根県障がい者就労事業振興センター
担当：野津　舞美
TEL：(0852)67-2671　FAX：(0852)67-2672
Email：notsu@yu-make.net

【商品募集要領】

令和２年 10 月 21 日
島根県障がい者就労事業振興センター

１．趣旨
今年度、新型コロナウイルスの影響により売上が減少している就労支援事業所の商品を福利厚生の一環で会員様へ配布し工賃向上に寄与する事業

２．内容
様々な就労支援事業所の商品を 1500 円相当のギフトセットにして会員様へ送付
送付数：約 600 セット

３．実施主体　福利厚生センター ソウェルクラブ（島根県事務局）

４．委 託 先　島根県障がい者就労事業振興センター

５．申込条件
・食品（常温で取り扱えるもの）・雑貨・日用品等
・食品は賞味期限が４週間以上あるもの（商品出荷日より）
・１事業所あたり３品までエントリーできます
・金額は可能な限り 100 円単位（税込）にて調整をお願いします

６．申込方法・期限
別紙２「商品 PR シート」を記入の上 11 月 10 日（火）までにメールにてお送りください
「 宛先：notsu@yu-make.net」　「件名：ソウェルクラブ商品申込」

７．納品時期・方法
令和３年１月 25 日（月）当センター東部事務所へ元払いにて送付ください
送料はセンターが負担します
詳細については、商品の出品が確定された事業所にご連絡いたします

８．商品の支払方法
お支払いは翌月末を予定しています

商品 PR シート

事業所名	
所在地	
電話・FAX	
担当者	

商品名		商品番号	1
商品画像を添付	種類		
	価格（税込）		
	納品可能数	50・100・150・200・250・300	
	賞味期限		
	サイズ・重量	縦　横　高さ　g	
	商品 PR		

商品名		商品番号	2
商品画像を添付	種類		
	価格（税込）		
	納品可能数	50・100・150・200・250・300	
	賞味期限		
	サイズ・重量	縦　横　高さ　g	
	商品 PR		

商品名		商品番号	3
商品画像を添付	種類		
	価格（税込）		
	納品可能数	50・100・150・200・250・300	
	賞味期限		
	サイズ・重量	縦　横　高さ　g	
	商品 PR		